

東日本大震災、被災地へボランティアに行ってきました。

5月29日から6月5日まで一週間、訪問看護ボランティアナースの会・キャンパスのボランティアスタッフの一員として宮城県石巻市に行き参りました。

一週間、毎晩湊中学校の音楽室で寝泊まりし、同市内の渡波小学校、市民館、気仙沼市の公民館などの避難所や、避難所周辺の自宅でお住まいの方など、色々な方のお話をお伺いすることができました。

私が主に活動していた湊中学校は、数百メートル先で自衛隊がひとつの活動拠点としていた湊小学校に比べ、あまり支援が充実しておらず、私がお伺いした時には水も電気も通っていない状態でした。

被災地でお会いした方々はみんなとても元気でした。避難所におられる方、特に高齢者の方の多くは、早く仮設に移りたいということ以上に、避難所から出て個々に自立せねばならない環境になることの方が不安に思われているように思いました。夏の衛生面はもちろんのこと、阪神淡路大震災の後も問題になった孤独死もとても心配です。

また、一週間のうち数日は、被災地を車で広く見させていただいたことで、同じ「津波の被害」といっても、地域によって被災状況が異なることを知りました。例えば、石巻市は、津波が海側からだけではなく、川を遡上し、川側、海側の双方から押し寄せ、被害が広域に及んでいました。

東日本大震災を受けて、兵庫県でも津波が起こった場合の被害の範囲や、どれくらいの津波が想定されるかなどの予測を立てて避難方法が考えられていますが、このような川の遡上については触れられていません。自然災害を完全に予測することは不可能かもしれませんが、どのような被害が起こりうるか、実際に起きた災害から学べることは多いと思います。これからの災害に備え、避難計画を考えるうえでも、こういった被災地の特徴から、自分たちの地域に必要な災害の知識を私たち自身が得ること、避難の訓練をきちんとしておくことがとても大切だと思います。

私も、いざという時に、冷静に、ひとりでも多くの方を災害から守れるよう情報を共有していきたいと思います。



受動喫煙防止条例について

平成22年4月、神奈川県において受動喫煙防止条例が施行され、兵庫県も今年度中の受動喫煙防止条例制定を目指しています。

神奈川県の受動喫煙防止条例の内容は、公共性の高い施設等の管理者に対し、施設の種類に応じて「禁煙」または「禁煙又は分煙」のいずれかの措置を義務づけるものとなっています。ただし、禁煙を義務付ける施設においても、例外なく、喫煙所の設置を可能としていることが特徴として挙げられます。

これに対し、兵庫県の条例案は、暫定措置として喫煙室を設けるなどの分煙を認めるとされていますが、旅館・ホテルや飲食店、カラオケボックスなども禁煙義務化の対象となっています。

受動喫煙防止そのものには、私も賛成です。しかしながら、病院や役所など公の施設だけではなく、個人経営の飲食店などにも、禁煙を罰則付きで条例で義務付けるというのは、少し疑義があります。経営者に対し、どのような措置をもとめるのか、その基準や制度によっては多大な負担をしいるのではないかと懸念されるのです。

大手チェーンであれば、複数の店舗を経営し、一括で大量に仕入れたり、利益や支出を賄いあうことで経営していくことができます。しかし、小規模な個人経営となると、長引く不況などで大変厳しい商売の状況に加えて、あたらしい設備投資となれば、経営がさらに厳しくなるのではないかと思います。

県民の健康を守ることが、皆が心豊かに暮らせる社会を実現するためのアプローチのひとつであることは言うまでもありません。だからこそ、どうすれば皆が心豊かに暮らせる社会を実現できるのか、条例ありきではなく、もっと、議論を深めるべきだと思います。

学区編成について

兵庫県では、平成12年2月に策定された「県立高等学校教育改革第一次実施計画」及び、平成20年2月に策定された「第二次実施計画」に基づき、高校教育に関する改革を進めています。その中でも、平成26年までに実施をめざしている通学区域の見直しがいま注目されています。

通学区域とは、昭和24年以降、高等学校教育の普及と機会の均等を図るため設けられているものです。兵庫県でも時代の変化にあわせて学区の統合、分割を行ってきましたが、平成14年に地方教育行政法が一部改正されたことによって、全国的に通学区域の見直しが進み、平成23年度では、47都道府県中21都県が、通学区域を撤廃しています。

今後、学区の再編を受けて、複数志願選抜に係る第一志望加算点の見直しなども進めていかなければなりません。その他、再編後様々な影響が出てくるものと考えられます。

兵庫県教育委員会では、新しい通学区域への移行を平成26年度までに行いたいとしています。現在の中学1年生の高校受検の年度となることから、施行の時期について、もう少し遅らせるべきではないかという意見もあります。

私も、県民のニーズに合ったものとなるよう議論して参りますが、是非、多くの方に内容を知って頂き、様々な立場からのご意見をお聞かせ頂きたいと思えます。兵庫県教育委員会のホームページから新しい通学区域の素案等を見ることができますが、ご希望の方は大前はるよ事務所よりコピーをお送り致しますので是非ご連絡ください。

現行通学区域	新学区案
神戸第一・芦屋 (4校)	神戸・芦屋・淡路 (19校)
神戸第二 (5校)	
神戸第三 (7校)	
淡路 (3校)	阪神・丹波 (29校)
尼崎 (6校)	
西宮 (6校)	
伊丹 (7校)	
宝塚 (4校)	
丹有 (6校)	播磨東 (20校)
明石 (5校)	
加印 (7校)	
北播 (8校)	播磨西 (20校)
姫路・福崎 (12校)	
西播 (8校)	但馬 (7校)
北但 (4校)	
南但 (3校)	
16学区	5学区

兵庫県立高等学校普通科の新しい通学区域の在り方について(素案)より

はるかぜの窓 統一地方選挙後の2か月

1995年、阪神大震災の時に特例法が設けられ、2か月延期された兵庫県議会議員選挙および、神戸、西宮、芦屋市議選挙、芦屋市長選挙は、1999年以降も、全国の統一地方選挙と同時の4月に選挙が行われ、その2か月後である6月に境に新旧の議員が入れ替わるようになっています。

また、前年の12月1日から6月1日が基準日となり、夏の特別報酬が与えられるため、選挙の結果として不信任を受けた現職議員は4月以降も月々の報酬、特別報酬を得ることとなり、新たに選ばれた議員予定者は2ヶ月間無報酬となるのです。

選挙で信任を問われたその結果が反映されるまで2か月もかかるというのは、民意の反映に問題があるように思います。

この、2か月のずれを解消するためには、1995年以前と同様、5月1日を任期の境日とするか、選挙を6月に持ってくるかが問題になってきます。

まず、任期の境い目をずらすとなると、全議員が統一選に合わせて総辞職するか、国が再び特例法で任期を短縮する方法のいずれかとなります。

前者は全会一致が条件となりますから、様々な考え方がある状況では現実的に難しいでしょう。

実際に、沖縄県議会は本土復帰の特別措置として、また、東京都議会や茨城県議会は、自主解散し、統一地方選挙とは異なる時期に選挙が行われています。国に新たに特例法を求めて任期を短縮することのむずかしさを考えても、6月に選挙を合わせる方が現実的ではないか私は思います。

しかし、6月に選挙を行うにしても、投票率の低下が懸念されたり、条例化が必要であったりと、解決すべき様々な課題が考えられます。

この空白期間の解消をはじめ、市民の理解を得られる議会の在り方を目指して今後も議会改革に取り組んで参ります。